

**令和 8 年度
富士見市立勝瀬中学校
いじめ防止基本方針**

令和 8 年 3 月改訂

第1 いじめの防止等の基本理念

いじめは、どの児童生徒、どの学校にも起こりうるもので、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように対策を講じなければならない。また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるように育まなければならない。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第2 いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。（いじめ防止対策推進法 第4条）

第3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

○いじめの態様

- 1 冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる
- 2 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 4 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 5 金品をたかられる
- 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 8 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

（文部科学省：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査）

第4 いじめの防止等のための基本的方針及び取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校におけるいじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処)のための対策に関する基本的な方針を定める。(いじめ防止対策推進法 第13条)

(1) いじめの防止に関する取組

ア 道徳教育の充実について 【第15条第1項】

- ・道徳的実践力を育むため、教育活動全体を通して道徳教育の充実を図る。また、『特別の教科 道徳』の時間においては特に、B(主として他の人との関わり)、C(主として集団や社会とのかかわり)の内容を重点的に指導する。

イ 体験活動の充実について 【第15条第1項】

- ・福祉体験、ボランティア活動等を通して豊かな人間性や望ましい人間関係の構築に努める。更に、キャリア教育、いのちの授業+に関わる講演会等を積極的に開催していく。

ウ 児童生徒が主体的に行う活動及び支援について 【第15条第2項】

- ・生徒会を中心にいじめ防止に関わるアンケートや集会等の実施、学級活動で生徒自身がいじめ防止に向けた話し合いを行い、生徒総会で発表する機会の提供。

エ いじめ防止を目的とした啓発活動について 【第15条第2項】

- ・学校・学年・学級だより等でいじめ防止に関する情報を提供する。
- ・いじめ防止に関する講演会を開催する。
- ・校長講話等でいじめ防止に関する話をする。

オ 保護者及び地域住民その他の関係者との連携について 【第15条第2項】

- ・保護者会や民生児童委員連絡会等でいじめ防止に関する情報を提供するとともに共有化を図る。また、関係機関(警察、児童相談所、福祉課)とは日頃より情報交換等、連携を密にする。

カ 計画的な教職員の研修の実施について【第18条第2項】

- ・教職員の研修計画にいじめ防止を位置づけ継続的に研修する。
- ・個別最適な学び、協働的な学びの実現に向けた授業を展開するため、指導方法の工夫、改善に取り組む。

キ インターネットによるいじめへの対応について【第19条第1項】

- ・情報モラル教育を推進し、生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、「インターネット上のいじめ」の被害者、加害者にならないよう保護者とも連携し継続的に指導する。生徒の実態に応じて「情報モラル教室」等を開催する。

(2) いじめの早期発見に関する取組

ア 定期的な調査等について【第16条第1項】

- ・年3回「生活アンケート」を実施し、結果に応じた面談を実施する。
- ・アンケート結果を学年・学校全体で共有し、実態を把握する。

イ 生徒、保護者、教職員が相談できる体制整備について【第16条第2項・第3項】

- ・全校三者面談の実施。(11月ごろ)
- ・教育相談室の充実、スクールカウンセラーとの連携。
- ・「生活記録ノート」の活用。

ウ いじめを受けた児童等の教育を受ける権利等、擁護する体制について

【第16条第4項】

- ・教育相談室や学習室において複数の教職員の指導のもと、安心して学習等ができる体制を確立する。(必要に応じて加害者も)

(3) いじめへの対処に関する取組

ア いじめの通報等の義務について【第23条第1項】

- ・いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐに止めさせるとともに、学校に通報する。(教職員の場合は学年主任や管理職等)学校長は必要に応じて教育委員会や関係機関(警察、児童相談所等)に通報する。

イ いじめの事実の確認及び教育委員会への報告について【第23条第2項】

- ・学校はいじめと思われる行為等が通報された場合は該当生徒に関わる教職員(担任、学年主任等)が事実関係を把握し、管理職へ報告する。校長は特に重大事態と認める場合は教育委員会へ報告する。

ウ いじめの確認があった場合、いじめをやめさせ、再発防止のため関係機関の協力を得て、いじめを受けた児童等とその保護者への支援、いじめを行った児童等への指導とその保護者への助言について【第23条第3項】

- ・いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発を防止するためいじめを受けた生徒・保護者に対する支援といじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

エ いじめを受けた児童等が安心して教育が受けられる措置について

【第23条第4項】

- ・状況に応じて別室で指導するなど、複数の教職員の指導のもと、安心して学習等ができる環境をつくる。
- ・相談室の環境づくりに努める。

オ いじめを受けた保護者といじめを行った保護者間で争いが起きないように、いじめの情報を共有する措置について【第23条第5項】

- ・いじめの有無、行為等の正確な情報を提供し、共有化に努める。
- ・必要に応じて、関係保護者に助言を継続的に行う。

カ いじめが犯罪行為の場合について【第23条第6項】

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると判断し、生徒の生命、身体又は財産等に重大な被害がおよぶ恐れがある場合は関係機関(警察、児童相談所等)に通報し、必要な援助を求める。

2 勝瀬中学校いじめ防止対策委員会の設置

学校がいじめに関する問題への対処をより実効的に行うため、いじめの防止等の対策の中核的な役割を担う組織を設置する。（いじめ防止対策推進法 第22条）

校内組織

(1) 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、担任、養護教諭
- ・必要に応じて関係機関担当者（警察、教員経験者等）

(2) 活動内容

- ・いじめに関する情報の共有
- ・いじめ事案への指導方針や具体的対応の検討・決定
- ・指導後の経過観察（3ヶ月を目安として）の報告および必要な対応策の検討
- ・いじめ防止等の取り組み内容の検討、基本方針・指導計画の作成と実行、検証および修正

(3) 開催

- ・学期1回程度とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

第5 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

『生命、心身または財産に重大な被害』について

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

（国のいじめの防止のための基本方針参酌）

- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

『相当の期間学校を欠席』について

- ・不登校の定義に踏まえ年間30日を目安とする
- ・30日に達していなくても一定期間、連続して欠席している場合（国のいじめの防止のための基本方針参酌）
- ・『相当の期間学校を欠席』していない場合でも児童等や保護者から申立てがあった場合（国のいじめの防止のための基本方針参酌）（いじめ防止対策推進法 第28条）

2 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の調査及び情報提供について【第28条第1項・第2項】

- ・重大事態と思われる行為がある場合は、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・調査結果については被害者生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 教育委員会への報告について【第30条第1項】

- ・重大事態が発生した旨を、教育委員会へ速やかに報告するとともに、教育委員会と協議の上、該当事案に対処する。

第6 その他いじめの防止等のための重要事項

1 学校基本方針の見直し

学校は、学校基本方針に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているか、勝瀬中学校いじめ防止対策委員会において検証し、必要に応じて見直す。

（国のいじめの防止のための基本方針参酌）